

今お借り入れのあるプロパー融資の経営者保証を解除

プロパー融資借換 特別保証制度



▶ ご利用いただける方

経営者保証を提供したプロパー融資(保証協会の保証を付さない融資)がある法人

▶ 資格要件

以下のすべての要件を満たす法人

- 資産超過である
- EBITDA 有利子負債倍率^{※1}が10倍以内
- 法人・個人が分離されている
- 返済緩和している借入金がない^{※2}



※1 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

※2 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、要件の確認基準日について緩和措置があります

▶ 取扱期間

令和 **6** 年 **3** 月 **15** 日～令和 **9** 年 **3** 月 **31** 日(保証申込受付分)

金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります

詳しくは裏面をご確認ください



地域とともに、未来を紡ぐサポーター

富山県信用保証協会

〒930-8565 富山市総曲輪2丁目1番3号 富山商工会議所ビル内
TEL: 076-423-3171 FAX: 076-493-0829
<https://cgc-toyama.or.jp>

プロパー融資借換特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円(組合等は4億8,000万円) 申込金融機関における保証限度額は、保証協会の保証を付さない融資(プロパー融資)のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とする
責任共有制度	対象
対象資金	借換資金(申込金融機関における保証協会の保証を付さない融資(プロパー融資)のうち、経営者保証を提供している事業資金の借り換えに限ります)
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は10年以内(据置期間1年以内)
担保	必要に応じて
保証人	不要(無保証人)
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%~1.90%
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 財務要件等確認書、借換債務等確認書



▶ 借り入れ時の要件があります

申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります

- 経営者保証を提供せず、かつ保全のない保証協会の保証を付さない融資(プロパー融資)を行うこと
- 本制度による返済部分を除く保証協会の保証を付さない融資(プロパー融資)の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解除した借入について保全がないこと

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください



お問い合わせ先
富山県信用保証協会

保証課
創業支援課
経営サポート課

TEL : 076-423-3176
TEL : 076-403-5816
(創業支援課・経営サポート課共通)